３練福障第1832号

令和４年２月22日

区内障害福祉サービス事業所等代表者　様

練馬区福祉部障害者施策推進課長

下郡山　琢

（公印省略）

抗原定性検査キットの配付について(通知)

平素より練馬区の障害者福祉に、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症への対策を講じながらの事業継続にご協力いただき真にありがとうございます。

障害福祉サービス事業所等の事業継続を支援するため、下記のとおり、抗原定性検査キットを配付することといたします。

　各事業所におかれましては、引き続き、感染拡大防止策を徹底し、事業継続へのご協力をよろしくお願いいたします。

記

１　目的

濃厚接触者となった障害福祉サービス事業所等の従事者が、最終接触日から７日の待機期間を待たずに職場復帰するため。

２　対象事業種別

　　練馬区内のすべての障害福祉サービス事業所等

３　職場復帰の要件（※現時点での要件）

①障害福祉サービス事業所等において、当該濃厚接触者になった従事者が業務に従事することが、事業の継続に必要であること。

②当該従事者が無症状であり、最終曝露日（陽性者との接触等）から、４日目および５日目に、薬事承認された抗原定性検査キットにより検査を行い、ともに陰性が確認された場合。

※この検査キットの配付は、事業所の従事者が対象です。

４　申請から配付までの手続き

　⑴　別紙１「抗原定性検査キット使用申請書」に必要事項を記入の上、練馬区役所西庁舎１階障害者施策推進課に（持参）してください。事前の電話連絡は不要です。

申請書には、代表者名および代表者印の押印を求めますが、事業所の管理者名および管理者印（ない場合は私印）でも可とします。

　⑵　申請書と引き換えに、１名につき検査キットを２セットお渡しします。

　⑶　最終接触日の翌日を１日目として、４日目および５日目に検査を実施し、ともに陰性の場合、５日目から出勤可能です。

※陽性の場合で有症状の場合は、医療機関にご相談ください。無症状の場合は、検体採取日の翌日から７日間を経過した場合に療養解除となります。また、症状の有無にかかわらず陽性の場合は、障害者施策推進課へ報告してください。

　⑷　検査実施後、１週間以内に別紙２「抗原定性検査キット使用報告書」をメールで提出してください。（メール提出が困難な場合は、ＦＡＸでも可とします。）

５　抗原定性検査キットの使用方法

　　別紙３「抗原定性検査キットを利用する方へ」（厚労省作成一部修正）のとおり

　　※必ず確認の上、検査キットをご使用ください。また、必要に応じて、厚労省のＨＰの動画資料もご確認ください。

６　受付開始日

　　令和４年２月24日（木）

　　※在庫が無くなり次第終了となります。

７　最終接触日の考え方

⑴　職場で感染者が発生した場合

　　　・感染者と最後に接触した日（通常は、感染者の最終出勤日）

　⑵　職場以外（家庭内など）で感染者が発生した場合

　　　・住所地の保健所の指示に従うことを原則

　　　・住所地の保健所から連絡がない場合は、家庭内で感染者を隔離するなど感染管理ができた日

８　その他

　⑴　有症状者は、上記に関わらず医療機関等へ相談してください。

　⑵　待機期間の短縮に関わらず10日間の健康観察を行ってください。

　⑶　同一事業所で介護サービスと障害福祉サービスを実施している場合は、介護保険課に申請してください。

　⑷　受け取った検査キットを使用しなかった場合には、速やかに区にご返却ください。

　⑸　定期検査として、障害福祉サービス事業所等が活用できるＰＣＲ検査および抗原検査に係る事業は、別紙４のとおりですので、併せてご確認ください。

（担当）

練馬区福祉部障害者施策推進課管理係

電話　　5984-4598（直通）

メール　SHOGAISISAKU@city.nerima.tokyo.jp